＜地域づくり総合交付金における消費税等仕入控除税額の取扱いについて＞

平成 28 年 4 月 1 日より、地域づくり総合交付金における消費税等仕入控除税額の取扱いを次のとおりとします。

○主な変更点について

・交付申請時、納税対応状況申出書の提出を不要としました。 ・交付申請時又は実績報告書提出時に、消費税等仕入控除税額を減額して申請又は報告をしなかった場合（免税事業者、簡易課税制度適用事業者、地方公共団体の特別会計、消費税法別表第 3 に掲げる公共法人等で特定収入の割合が 5%を超える者を含む。）は、消費税等仕入控除税額の有無にかかわらず、額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに別記様式による報告が必要となります。 ・消費税等仕入控除税額の確定後は、速やかに別記様式により報告の上、当該金額を返還願います。 ・別記様式の添付資料として、消費税確定申告書の写しなど記載内容を確認するための書類が必要です。

○様式の変更について

・従前の別記様式第 1 号様式「納税対応状況申出書」、別記様式第 2 号様式「間接補助事業者等納税対応状況証明書」は、別記様式「補助金に係る消費税等仕入控除税額について」、別記様式別紙「補助金に係る消費税仕入控除税額の内訳」に変更されています。

○取扱いについて

■交付申請※間接補助事業も同じ

・交付申請時に、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合	・当該金額を減額して申請してください。
・交付申請時に、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額がない場合又は明らかでない場合	・実績報告書の提出時又は確定申告後に別記様式を提出してください。
・事業実施者が地方公共団体で、事業の予算区分が一般会計の場合	・総政第 20 号様式「事業予算書」備考欄に、「一般会計」と記載してください。【実績報告時の別記様式の提出は不要です。】

■実績報告

・実績報告書の提出時に、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合	・当該金額を減額して報告してください。
・実績報告書の提出時に、消費税等仕入控除税額がない場合	・実績報告提出時又は額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに別記様式により報告してください。
・実績報告書の提出時に、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合	・消費税等仕入控除税額の確定後は、別記様式により報告の上、当該金額を返還してください。
・実績報告書を提出した後に消費税等の確定申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合	・別記様式によりその金額（実績報告において、減額した場合、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告の上、当該金額を返還してください。

■実績報告※間接補助事業の場合

・実績報告書の提出時に、事業実施主体に消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合	・当該金額を減額して報告してください。
・実績報告書の提出時に、事業実施主体に消費税等仕入控除税額がない場合	・実績報告書提出時又は額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに別記様式により報告してください。
・実績報告書の提出時に、事業実施主体に消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合	・消費税等仕入控除税額の確定後は、別記様式により報告の上、当該金額を返還してください。
・実績報告書を提出した後に消費税等の確定申告により、事業実施主体に消費税等仕入控除税額が確定した場合	・別記様式によりその金額（実績報告において、減額した場合、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告の上、当該金額を返還してください。